

日本風力開発株式会社「(仮称) つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告について

平成30年12月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) つがる西洋上風力
発電事業環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観
点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市及び西津軽郡
鱒ヶ沢町の沿岸域及び沖合

原動力の種類：風力(洋上)

出 力：最大800,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 11月24日
環境大臣意見受理	平成30年 2月15日
経済産業大臣意見発出	平成30年 2月22日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 6月29日
住民意見の概要等受理	平成30年 9月 4日
青森県知事意見受理	平成30年 12月 3日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 12月21日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称) つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に
対する勧告内容

1. 海鳥及び渡り鳥の調査について、調査日数及び回数が少ない場合には生息状況を十分把握できないおそれがあることから、地元を含む複数の専門家から聴き取りした上で、適切な調査日数及び回数を設定すること。
2. 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは年ごとに変動が見られ、短期間に集中することから、周辺の状態を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
3. 風力発電設備の基礎構造は着床式とする計画であるため、基礎の杭打工事により発生する水中騒音が海域に生息する動物に影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて最新の知見を踏まえた適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)